

おしえてーマイナンバーQ & A
 シリーズ②

平成28年1月から実際にマイナンバーの利用が始まります。
 今回は、マイナンバーの使われ方などについて説明します。



マイナンバーは、安全・安心な仕組みで各行政機関が管理する個人の情報をつなぐ役目を果たします。これによって、国や地方公共団体での情報連携がスムーズになり、さまざまな効果が期待できます。

Q マイナンバーはいつから、何に使われるの？

マイナンバーの利用は、平成28年1月以降、社会保障・税・災害対策の分野で各行政機関などに提出する書類に記載することから開始されます。

Q マイナンバーは具体的にどんな場面で使われるの？

マイナンバーが使われる具体例は、年金・雇用保険・医療保険の手続き、生活保護・児童手当・その他福祉の給付、確定申告などの税の手続きの際に、申請書などにマイナンバーの記載を求められることとなります。

Q 民間企業などにマイナンバーの提示を求められることはあるの？

民間企業は、従業員の健康保険・厚生年金手続きや給料から源泉徴収して税金を納めます。また、証券会社や保険会社などでも、年金・保険金などの税務処理を行っています。これらの手続きを行うためにマイナンバーが必要になります。企業などにお勤めの方や証券会社・保険会社との取引がある方は、民間企業などにマイナンバーの提示を求められる場合があります。

Q マイナンバーの導入で住民票などの添付種類が全て不要になるの？

平成29年1月から国の行政機関など平成29年7月から地方公共団体で情報連携が始まり、各種行政手続で住民票などの添付書類が不要になります。ただし、現時点でマイナンバーが使われるのは、法律や条例で定められた社会保障・税・災害対策の分野に限られ、それ以外の手続では、引き続き住民票などの添付が必要になります。

マイナンバーは住民登録のある全ての人が持つ、12ケタの番号です

次回は「個人番号カード」について説明します

Q&Aは町HP内にも掲載してあります

本人確認の方法 「番号確認」と「身元確認」

平成28年1月から、各種申請などにマイナンバーを記入していただく際、「マイナンバーが正しいことの確認（番号確認）」と「手続を行う人が番号の正しい持ち主であることの確認（身元確認）」が必要となります。本人確認の基本的な方法は、次の3つの方法があります。

番号確認のための書類	身元確認のための書類
① 個人番号カード（1枚で番号確認と身元確認ができます）	
② 通知カード	運転免許証など
③ 住民票（個人番号付き）	（写真付きの身分証明書）

問 通知カード・個人番号カード発行関係
 町民課窓口サービス係 **内線** 282
 それ以外のこと **内線** 311
 企画財政課企画係 **内線** 311

マイナンバー総合フリーダイヤル
0120(95)0178

平日 午前9時30分～午後10時
 土日祝 午前9時30分～午後5時30分
 （年末年始 12月29日～1月3日を除く）

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/>
 bangoseido/

★ e-Tax などの電子申告は、個人番号カードに移行します ★

- 現在の住基カードの申請は、平成27年12月4日受付分をもって終了になります。なお、お持ちの住基カードは、有効期限まで使用できます。
- 平成28年1月からは、個人番号カードを申請した方に、電子証明書が搭載された個人番号カードの交付が始まります。
- 個人番号カード交付の際にお手持ちの住基カードは返還していただきます。
- 個人番号カードには、電子証明書の機能が標準搭載されているため、e-TAXなどの電子申告が行えます。
- 個人番号カードは地方公共団体システム機構で作成されるため、役場窓口での即日交付はできません。
- 個人番号カードの交付申請は集中することが予想されます。個人番号カードを利用して確定申告を行う予定の方は、余裕をもった申請をお願いします。